

各務原市高齢者虐待防止 の基本マニュアル

2026/04/01

各務原市役所 健康福祉部 高齢介護課

目次

I.	法律の施行	1
II.	高齢者虐待とは	1
i.	高齢者の定義	
ii.	高齢者虐待の定義	
iii.	養護者による高齢者虐待の定義	
iv.	養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	
III.	養護者による高齢者虐待の防止	2
i.	早期発見	
ii.	通報	
iii.	各務原市高齢者虐待防止ネットワーク	
IV.	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	4
i.	高齢者虐待の防止等のための措置	
ii.	通報	
V.	養介護施設としての取り組み	5
i.	高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底	
ii.	苦情処理体制の整備	
iii.	虐待が疑われる事例が発生した場合の対応方法	
VI.	相談窓口	6
VII.	各務原市による対応方法	7
i.	各務原市養介護施設従事者等による虐待への対応手順	
ii.	通報を受けた際の留意点	
iii.	高齢者の所在地と家族等の住所地が異なる場合	
iv.	事実確認	
v.	調査報告書の作成	
vi.	対応検討	
vii.	岐阜県への報告 (別紙報告様式)	

I. 法律の施行

近年、日本では、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や施設等で社会的な問題となっています。

平成 18 年 4 月 1 日より、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）」が施行されました。

II. 高齢者虐待とは

i. 高齢者の定義（高齢者虐待防止法第 2 条）

「高齢者」とは 65 歳以上の者

ii. 高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 3 項）

「高齢者虐待」とは養護者¹による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待

iii. 養護者による高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

iv. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他

¹ 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者。具体的には、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が挙げられます。

	の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

※養介護施設従事者等の範囲は下記の「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者（高齢者虐待防止法第2条）

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

III. 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、虐待をしている養護者が虐待と自覚していない場合や虐待を受けている高齢者が養護者をかばって知られないようにする場合があります。高齢者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切になってきます。

i. 早期発見（高齢者虐待防止法第5条）

養介護施設、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を早期に発見する努力義務が規定されています。

ii. 通報（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

虐待の状態	
生命又は身体に危険な意見が生じている場合	通報義務
上記以外	通報努力義務

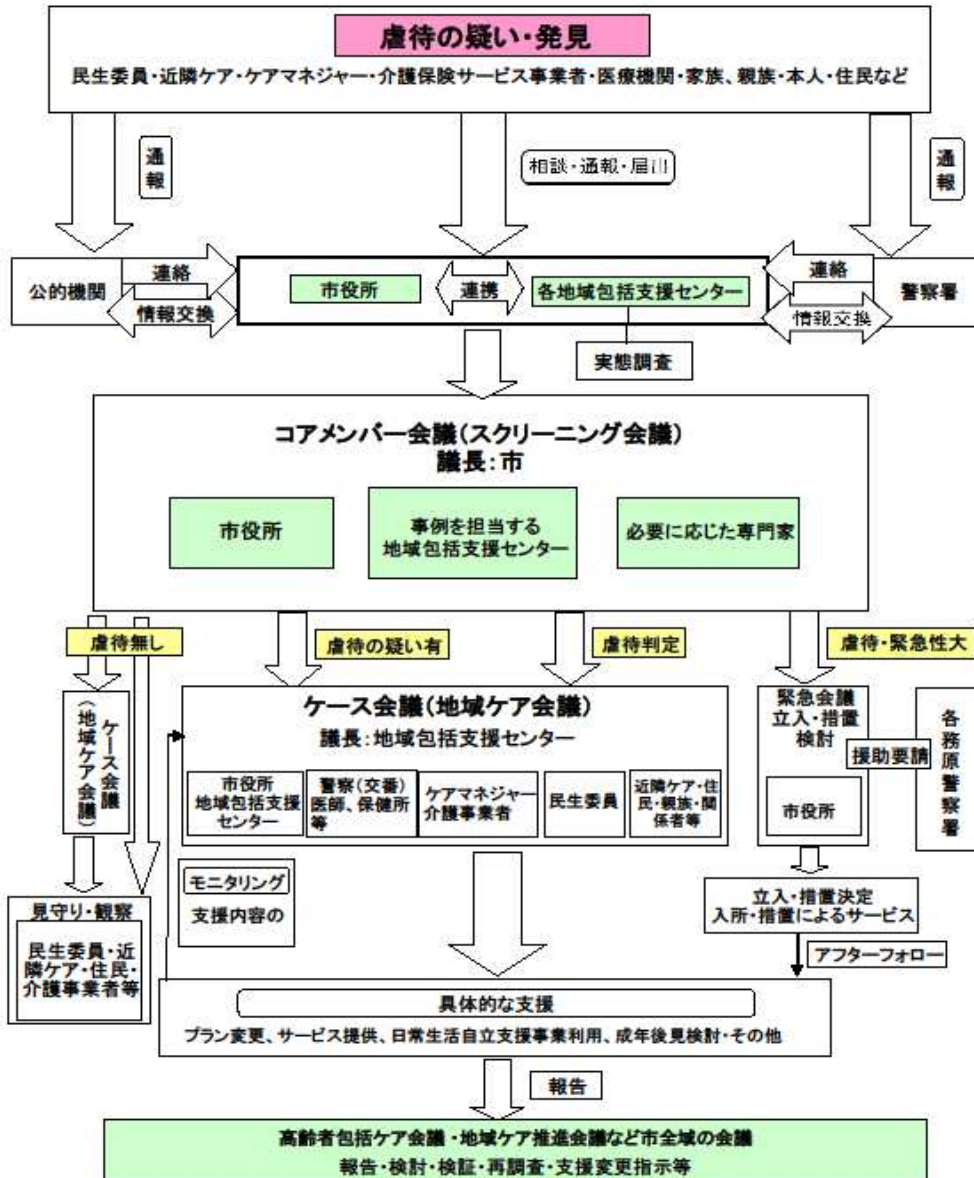
●通報に関する規定（高齢者虐待防止法第7条第3項）

刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

iii. 各務原市高齢者虐待防止ネットワーク

各務原市では、高齢者虐待防止ネットワークが構成されています。

各務原市 高齢者虐待防止ネットワーク概念図



IV. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待防止法に定義される高齢者虐待の行為をすることは決して許されることではありません。しかしながら、施設という閉鎖的な空間では、時間に追われる、従事者の不足等による要因によって、不適切な対応がとられる可能性も否定できません。高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、

従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、適切な予防措置を継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められます。

i. 高齢者虐待の防止等のための措置（高齢者虐待防止法第 20 条）

施設長・管理者等（養介護施設設置者または養介護事業を行う者）は、高齢者虐待防止等のために下記の措置を講じてください。

- 養介護施設従事者等の研修実施
- 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- その他、高齢者虐待防止等に資する対応

ii. 通報（高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項―第 3 項）

養介護施設従事者等	その他の者	
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	養介護施設従事者等による生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報義務
	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報努力義務

●通報に関する規定（高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項及び第 7 項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

V. 養介護施設としての取り組み

養介護施設として、高齢者虐待を未然に予防・防止していくために、高齢者虐待に対する共通認識を持ち課題や問題等を全員で解決していくことが求められます。

i. 高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底

養介護施設従事者等に対し、高齢者虐待防止に関する事項（虐待の定義・具体的な行为例・関係者に課せられた義務等）について、施設内で研修等により確実に周知徹底を行ってください。

- 新規採用者への研修の実施
- 年間計画への組み込み等により継続的に研修を実施

ii. 苦情処理体制の整備

利用者や家族に対する苦情処理体制の周知徹底を行ってください。

- 重要事項説明書や施設内の掲示等

iii. 虐待が疑われる事例が発生した場合の対応方法

- 被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
- 発生後速やかに市への報告

VI. 相談窓口

○各務原市役所

【養護者による虐待】

各務原市健康福祉部高齢介護課 直通 TEL058-383-1779

【養介護施設従事者による虐待】

各務原市健康福祉部高齢介護課 直通 TEL058-383-2067

各務原市役所代表電話【時間外の場合】 TEL058-383-1111

※緊急の場合は、担当課職員に連絡するよう宿直職員に伝えてください。

○各務原警察署

TEL058-383-0110

○岐阜県【養介護施設従事者による虐待】

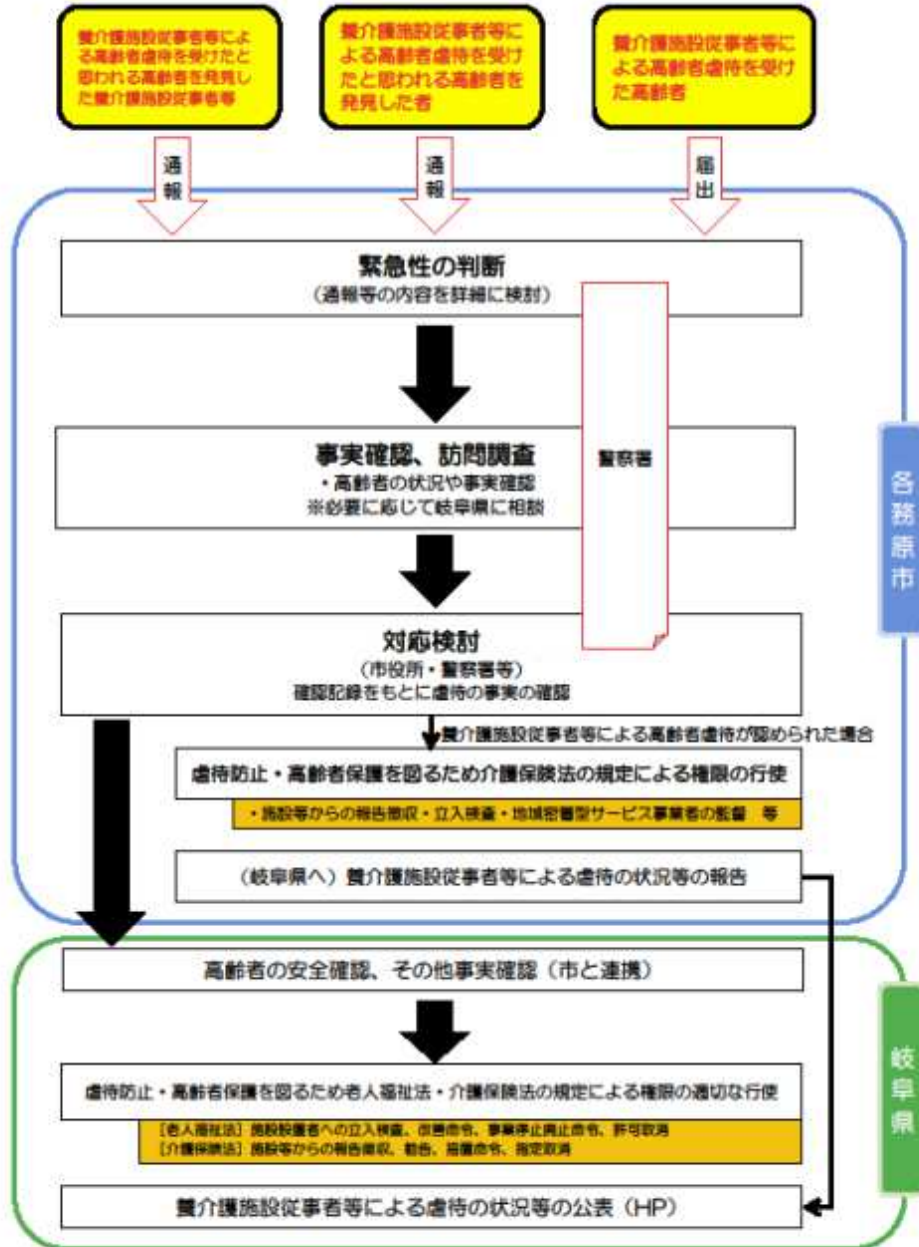
健康福祉部高齢福祉課介護保険者係 TEL058-272-8296

○地域包括支援センター【養護者による虐待】

区域	小学校区	事業所名	住所	電話番号
北西部	那加第一小 尾崎小 蘇原第一小	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町 7丁目285-1	058-371- 3081
西部	那加第二小 那加第三小 蘇原第二小	地域包括支援センター 社会福祉協議会	那加桜町2丁目 163	058-383- 7624
南部	稲羽西小 稲羽東小	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町 2丁目58	058-371- 2226
川島	川島小	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348	0586-89- 2979
東部	鵜沼第一小 鵜沼第三小 緑苑小	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町 3丁目170-1	058-379- 2521
北東部	各務小 八木山小 中央小	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町 9丁目282	058-381- 3800
中部	陵南小 鵜沼第二小 中央小	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鵜沼各務原町 6丁目50	058-384- 8844

VII. 各務原市による対応方法

i. 各務原市養介護施設従事者等による虐待への対応手順（フローチャート）



ii. 通報等を受けた際の留意点

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性も考えられます。したがって、通報等を受けた場合であっても、当該通報等をうのみにすることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市や当該施設の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

iii. 高齢者の所在地と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測できません。通報等への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行うこととなっています。各務原市に家族等がいて、当該通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

iv. 事実確認

通報等を受けた場合、市は通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。通報等の内容は様々なので、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

介護保険法に規定する市町村長による調査権限（介護保険法第 76 条第 1 項、第 78 条の 6 第 1 項、第 83 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 112 条第 1 項、第 115 条の 6 第 1 項、第 115 条の 15 第 1 項、第 115 条の 24 第 1 項）

市から岐阜県への報告は、市が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設等の協力が得られない場合、早期に岐阜県へ報告し、岐阜県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

i) 調査項目

◎高齢者本人への調査項目

① 虐待の種類や程度

② 虐待の事実と経過

③ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

- ・安全確認…関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を

直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。

- ・ 身体状況…傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- ・ 精神状況…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。
- ・ 生活環境…高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。

- ④ サービス利用状況
- ⑤ 高齢者の生活状況
- ⑥ その他必要事項

◎養介護施設等への調査項目

- ① 当該高齢者に対するサービス提供記録
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項

ii) 調査を行う際の留意点

- 複数職員による訪問調査
- 医療職との連携
- 高齢者、養介護施設等への十分な説明
- 高齢者、養介護施設従事者等の権利及びプライバシーへの配慮

v. 調査報告書の作成

虐待を受けたと思われる高齢者、虐待を行った疑いのある養介護施設従事者等、所属する養介護施設・養介護事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認をとります。

ここで、高齢者虐待の疑いが認められない事例に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

vi. 対応検討

調査の結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合には、事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた場合には、高齢者本人や養介護施設・養介護事業所への対応方針等を協議します。

vii. 岐阜県への報告（別紙報告様式）

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市は虐待に関する事項を岐阜県に報告しなければなりません（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、岐阜県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、毎月定期的に報告することを基本とします。

ただし、養介護施設が調査に協力しない場合等、岐阜県と市が共同で調査を行うべきと判断される場合には、高齢者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となりますので、その場合には、随時報告することとなります。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、定期的な報告を待たずに市町村から都道府県に報告することも必要です。

- ①虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報
（名称、所在地、サービス種別）
- ②虐待を受けた高齢者の状況
（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）
- ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市が行った対応
- ⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容